

## 労災に関する問題への対応について

本会では、労災に関して会員医療機関がより適切な診療及び請求を行えるよう諸問題について協議検討する労災・自賠医療委員会を設置しております。

今般、本委員会において、労災に関する諸問題を幅広く集約することを目的に、問題が生じた場合の体制について下記のとおり整理いたしました。

ご報告いただいた問題事案については、内容に応じて福岡労働局へ照会・要望し、会員へ周知することとしております。

つきましては、労災に関する問題が発生した際は、報告書（裏面）に記載の上、ご所属の郡市区医師会へご照会いただきますようお願いいたします。

### 《労災に関する問題事案について（フロー図）》



